

議案第18号

豊橋市立家政高等専修学校管理規則の一部を改正する規則について

令和4年3月30日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立家政高等専修学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立家政高等専修学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立家政高等専修学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教材の取扱い） 第8条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者等の経済的負担について十分配慮しなければならない。	（教材の取扱い） 第8条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。